にかほ市立金浦小学校　いじめ防止基本方針

令和７年３月改訂

学校いじめ防止基本方針の策定

１　いじめの定義と基本的な考え方

（１）いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等とが一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめ防止の基本的な考え方

・いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであること
・いじめは、人権侵害行為であり、絶対許されないこと
・いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為であること
・いじめは、見ようとしないと見えないこと
・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
・いじめは、加害者と被害者の関係でなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題であること
・いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと
・いじめは、学校・家庭・地域が一体となって取り組むべき問題であること

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめかどうかの議論に終始することなく、子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、あるべき行動の仕方や問題解決に向けた具体的な対処法などを発達の段階に応じて指導していきます。

また、「いじめの解消」状態をつぎのようにとらえ再発防止にも努めます。

◇　いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が少なくとも止んでいる状態が３か月継続していること

◇　いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

２　いじめの未然防止のための取組

（１）いじめを生まない学校づくり

◇　お互いを尊重し合いながら学び合う場を設定したり、個に応じた支援や発表の場を工夫したりするなどして、子ども一人一人が達成感や満足感を味わうことができる授業づくりに努めます。

◇　いじめ問題について考え、議論するなど、道徳の時間、学級活動、児童会活動における子ども主体の活動を通して、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援します。

（２）特別活動の充実

特別活動を核として、学級や学年、学校が、すべての児童が安心して生活できる居心地のよい「居場所づくり」に取り組み、自己存在感や充実感を感じることができるよう

にするとともに、児童主体の活動を通して、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする自己有用感を感じることができるようにします。また、自分と友達の違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、修学旅行や自然教室などの行事、全校縦割り活動、児童会活動、学級活動等の充実を図ります。

（３）家庭や地域と連携した道徳教育の推進

◇　道徳科の授業を保護者や地域の方々に公開したり、学習内容を学級通信等でお知らせしたりするなど、道徳性に関する情報提供に努めます。

◇　ＰＴＡ学級懇談会、学校運営協議会や学校関係者評価委員会等の場で子どもの生活状況や家庭でのしつけ、情報モラル等について話題にし、保護者・地域が担うべき役割について共通理解を図ります。

（４）教育活動全体を通した人権教育の推進

◇　児童の発達の段階や実態を踏まえて、身に付けさせたい知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面を明確にし職員間で共通理解した上で推進することで、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てていきます。

◇　現代社会における人権課題（男女平等、障害のある人、子ども、高齢者、性同一性障害、被災者等）を具体的に取り上げ、児童が主体的にその課題について考え多面的・多角的な視点で学び合う場を設定する指導を行うことで、人権の意義や重要性を理解し望ましい態度や行動をとれるようにします。

３　いじめの早期発見のための取組

（１）生活アンケート（いじめ早期発見）や諸調査の実施と実態把握

◇　生活アンケートを各学期末に実施し、子ども一人一人の悩みや友人関係を適切に把握します。

◇　保護者いじめアンケートを１２月に実施し、保護者からの情報提供による対応を行います。

◇　年２回市予算による「Ｑ－Ｕ調査」を実施し、学級内の人間関係や集団としての特色について分析することで、教育相談や個別指導に活用します。

（２）相談窓口の周知

学級担任の他、校内では教頭、生徒指導主事が、校外の関係機関としては広域スクールカウンセラー、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）が、子どもや保護者の相談窓口となります。

（３）教職員間での情報共有および情報交換

◇　子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任が抱え込まず、生徒指導主事や管理職に「報告・連絡・相談」を徹底するとともに、「金浦小いじめ対策委員会」を開催してその情報を共有します。

◇　気になる子どもの様子や出来事を日常的に情報交換するとともに、職員会議の中に「子どもを語る会」を設けて迅速な対応に努めます。

（４）保護者との連携

◇　「連絡帳」「日記」を利用したり、電話連絡したりして保護者の思いや悩みをくみ取り、日常的に教育相談を行います。

◇　年１回（７月）の保護者面談、または必要に応じて個別面談を適宜行います。

４　いじめの組織的対応

〔基本方針〕　学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により、心からの反

省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子どもの双方の保護者に、指導内容を含め、対応方針を説明し、了解を得た上で適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

さらに、いじめに係る情報が寄せられたとき、教職員は他の業務に優先し、かつ即日当該情報を速やかに「金浦小いじめ対策委員会」に報告し、学校の組織的対応につなげます。（※特定の職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会または管理職に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」に違反し得ることです。）

（１）対応策の検討と役割分担

◇　「金浦小いじめ対策委員会」において、「どの教職員が」「どの子どもに」対応するか、「いつまで」「どのような」対応を行うのか等、役割分担を明確に決めます。

（２）迅速な実態把握と適切な指導・支援

◇　「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」「どの程度」というような迅速で的確な実態把握を行います。

◇　いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から話を聞き、事実を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの状況を正確に把握します。

◇　いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。

◇　いじめた子どもに対する毅然とした指導により、心からの反省を促します。

◇　必要に応じ、いじめを受けた子どもの心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等のいじめによる後遺症へのケアを行います。

（３）スクールカウンセラーやＳＳＷ（ソーシャルスクールワーカー）や関係機関との連携

◇　状況に応じてスクールカウンセラーやＳＳＷを活用し、相談体制の充実を図ります。

◇　状況に応じて関係機関（にかほ警察署・にかほ市教育委員会）との連携を図ります。

（４）保護者との連携

◇　いじめの内容を正確に伝え、指導方法を説明して理解や協力を得られるように努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。

◇　いじめた子ども、いじめを受けた子どもの双方の保護者と協議しながら、いじめられた子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることをふまえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては、日常的に保護者と連携しつつ、注意深く観察します。

（５）重大事態への対処

◇　重大事態が発生した場合は、速やかににかほ市教育委員会に報告し、対処します。

（６）「金浦小いじめ対策委員会」の設置

◇　いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員の他、外部専門家等の参加を得ていじめ防止等対策のための組織を設置します。

◇　管理職、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー（またはＳＳＷ）、民生児童委員、学校運営協議会委員、保護者代表により「金浦小いじめ対策委員会」を組織します。

５　いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

ＰＴＡ全体会や学級懇談会、学校報等を通して、学校いじめ防止基本方針および自校いじめ防止対策委員会の存在や学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について広くお知らせします。

（１）学校報や学級通信、生徒指導だより等による情報発信

◇　校内外で起こっているいじめを含めた問題行動や子どもたちの生活の様子等について情報を学校報『浜っ子』や各学級通信、生徒指導だより『育つ芽みまもる目』等を通じて適宜提供し、保護者と共に考えるようにします。

（２）保護者に対する説明と協議および研修会の実施

◇　ＰＴＡ学年・学級懇談会において現在の生活状況等を説明したり、保護者からの情報提供を基に協議したりします。

◇　保護者対象の「いじめ防止」のための講演会等の研修会を必要に応じて実施します。

（３）ホームページの活用

◇　学校ホームページ上に「学校いじめ防止基本方針」を掲載して学校の方針や取組等について周知を図ります。

（４）相談窓口、相談機関の周知

◇　学校以外の相談窓口や救済制度等についてＰＴＡ学級懇談会や配付文書等を通して紹介します。

６　ＰＤＣＡサイクルを踏まえた年間計画

月	長期（中期）	活　動　内　容
4月 5月	P　p D　d	・不登校・いじめ対策委員会の年間計画の確認、実態把握と共通理解 ・「いじめ防止基本方針」の公開および説明【ＰＴＡ総会】 ・相談窓口、相談機関の周知 ・子どもを語る会①
6月 7月 8月	 c a	・Ｑ－Ｕ調査（1回目）の実施 ・教員による公開授業（わかる授業づくりの推進・授業規律の徹底） ・児童との教育相談 ・生活アンケート（いじめ早期発見）の実施① ・不登校・いじめ対策委員会①の実施（Ｑ－Ｕの分析と対応について） ・夏季休業前の個人面談（保護者面談） ・前期学校経営反省会議（職員自己評価） ・「いじめ防止」のための校内研修等の実施
9月 10月	p d	・１学期の振り返りと２学期の見通しの確認 ・交友関係の観察と指導 （学級、委員会活動、クラブ、縦割り班の情報交換） ・Ｑ－Ｕ調査（2回目）の実施 ・子どもを語る会②
12月	c a	・生活アンケート（いじめ早期発見）の実施② ・保護者いじめアンケートの実施 ・アンケートや調査に基づいた観察と個別指導 ・不登校・いじめ対策委員会の実施②（Ｑ－Ｕの分析と対応について） ・後期学校経営反省会議（職員自己評価）※冬季休業中
1月 3月	p d C　c A　a	・２学期の振り返りと３学期の見通しの確認 ・生活アンケート（いじめ早期発見）の実施③ ・子どもを語る会③ ・卒業期の個人面談・指導 ・不登校・いじめ対策委員会の実施③ ・年間の取組の検証・評価と次年度の年間計画の作成

P：Plan（計画）　D：Do（実践）　C：Check（評価）　A：Action（改善・方策）　・・・長期（年間）
〔ｐｄｃａ〕×３学期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・中期